

小規模企業のための新会社法活用

第4回

「事業承継」

貴社の事業の承継はもうお済みですか。まだの場合は、今から将来必ず発生するであろう事業承継について今、考えてみてはいかがでしょうか。

企業は永続・発展させるもの。そのためには、会社の規模に関係なく早い時期からの事業承継対策が重要です。それにより、安心して企業経営に専念でき、後継者による経営がスムーズにいくというものです。

1. 事業承継対策の前に

事業承継対策を考える前に、まず、相続時に発生するであろう問題点の把握が必要です。具体例として①経営者の保有株式の状況、②法定相続人および株式の保有状況等、③後継者候補の状況などが考えられます。

2. 事業承継の方法

承継の方法としては、①長男等への親族内承継、②従業員への承継、③その他第3者への移譲（売却等も含む）等々です。

3. 株式分散の回避策

中小企業の場合、「経営者＝株主」というケースがほとんどです。そのため、この株式が相続によって分散されることを防ぐことがもつとも大切なことの一つとなります。

その方策として①株式の後継者への生前贈与（暦年110万円控除の制度と、2,500万円円控除の相続時精算課税制度の活用）、②遺言による後継者への株式の移動（自筆証書遺言と公正証書遺言がありますが後者がベター）、③会社法の制度を利用した株式分散の防止などです。

4. 会社法の制度を利用した株式分散防止策

このたび施行された会社法では、事業承継対策に関する規定が設けられ、これらを活用することによって、後継者に株式を集中させることや、好ましくない者への株式の分散を防止することが可能となります。

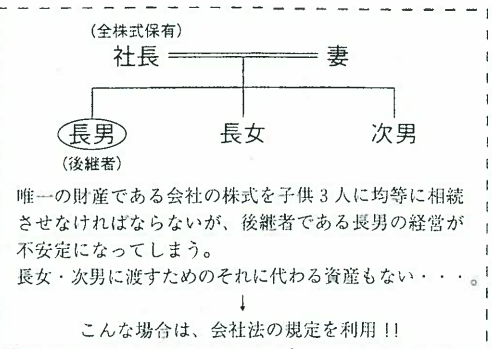
項目	内容
1 相続人に対する売渡請求の活用	これまで、株式を譲渡制限株式とした場合でも、相続などの事由による株式の移転は阻止できなかったため、会社にとってふさわしくない者に株式が分散することを防ぐことができませんでした。しかし、会社法では、定款に定めることにより、相続など譲渡以外の事由によって移転した株式について、会社が売り渡し請求を行うことが可能となりました。
2 議決権制限株式の活用	株主総会での議決権を行使できる事項について、内容の異なる2種類以上の株式を「種類株式」として発行できます。議決権制限株式もこのような種類株式の1形態です。この議決権制限株式を発行済株式総数の1/2までしか発行できないとされており、会社法ではこの発行限度が撤廃されました。
3 議決権についての株主ごとの異なる取扱いを活用	譲渡制限会社では、定款の定めにより、たとえば、議決権の行使については株式の数によるものではなく1人1議決権とすることや一定数以上の株式を有する株主については議決権を制限するなどの異なる取扱いをすることができます。
4 黄金株（拒否権付き株式）の活用	株主総会の特定決議事項について、拒否権を有する株式です。それにより、敵対的買収や反対株主から会社を守るすることができます。

なお、相続税対策としては、「株価評価を引き下げる方法の検討」、「納税額が最小になる株式の譲渡、贈与計画の策定」などが重要となりますので、早めの着手をおすすめいたします。

ところで、京都で「二澤帆布」というカバン店の長男と三男による相続権争いが勃発（遺言書の真偽で最高裁で争い）し、経営権だけでなく従業員も右往左

往という状態となったのは記憶に新しいところですが、それを回避するためにも、株式をはじめとする相続財産については「公正証書遺言の作成（公証人の前で申述して作成してもらう方法）」の検討をお願いしたいところであります。その際、その遺産分割の理由も書いておくのがさらにベターといえます。不要な「争族」争いを避けるためにも・・・。

今回は、「決算書の作成」についてです。



著者
プロフィール



ヤマグチ ノボル 山口 昇

生年月日 昭和32年7月4日(蟹座)
出身 新潟県加茂市
資格 税理士
事務所/住所 〒959-1383
新潟県加茂市旭町15番30号

事務所名 山口昇税理士事務所
TEL 0256-526869
FAX 0256-521674
URL <http://homepage2.nifty.com/jn5193>